**失業対策年鑑に見る季節労働者対策の系譜**

失業対策年鑑は旧労働省職業安定部が昭和26年度版から編纂してきた歴史的にも貴重な資料であるが、2004年に「読者」にとっては突如として雇用対策年鑑(平成15年度版)に改定された。題名を”失業”から”雇用”へ改定した意図は知る由がないが、「失業保険」から「雇用保険」への改定は1974年であった。なお、緊急失業対策法の廃止法はその後１０年余を経た1995年3月のことであった。

失業対策年鑑において国の職業安定行政が記述する特別対策は「出稼ぎ・農村労働力」「季節移動労働者」「建設労働者」「季節・出稼労働者」「季節労働者」として取り上げられてきたが、ここでは、季節労働者対策の系譜を追っている。

**〔昭和４０年(1965)度版〕**

第4項　出稼労務者対策

昭和４０年６月、「出稼労務者対策要綱」が策定され、①就労経路の正常化、②就労形態の正常化および就労条件の改善が目的とされている。

なお、昭和４１年度から雇用促進事業団による「雇用促進融資」が開始された。これは、建設業の通年雇用化を促進するため、事業主に対する設備、施設融資制度である。

産業別出稼者数 (農林省「農家就業動向調査」、単位100人)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 | 農林漁　業 | 建設業 | 食料品製造業 | その他製造業 | 卸・小売業 | サービス業 | その他 |
| 36 | 401 | 798 | 323 | 96 | 126 | 110 | 47 |
| 37 | 343 | 1,102 | 315 | 112 | 61 | 79 | 48 |
| 38 | 404 | 1,730 | 377 | 195 | 107 | 85 | 83 |
| 39 | 303 | 1,606 | 373 | 294 | 94 | 79 | 112 |

産業別失業保険受給者数 (単位1000人)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 産業計 | 農林漁業 | 建設業 | 食料品製造業 | 繊維工業 | 窯業石製品製造業 | 運輸業 | その他 |
| 38 | 518 | 32 | 316 | 81 | 1 | 15 | 9 | 64 |
| 39 | 581 | 36 | 355 | 83 | 6 | 16 | 10 | 75 |

(労働省「失業保険臨時調査」38.9～39.9)

**〔昭和４１年(1966)度版〕**

第6項　出稼労働者対策

　「出稼労務者対策要綱」が改定され、労働者、事業所台帳の作成がはかられる。

**〔昭和４３年(1967)度版〕**

第2項　出稼労働者対策

　昭和４３年１２月までに「出稼ぎ手帳」が２３３,０００冊、作成される。

失業保険臨時調査では、「季節的に雇用されて失業保険金を受給する者」が昭和４２年に587,000人としている。

**〔昭和44年(1968)度版〕**

第2項　出稼労働者対策

　求人受付時に、月1日以上の有給休暇を与えることを指導する。

　出稼援護相談所(東京、大阪、札幌、名古屋ー宿泊施設)を設置。

　季節移動労働者を「1が月以上、1年未満居住地を離れて他に雇われて就労するものであって、その就労期間経過後は居住地に帰る者｣と定義する。

　第9項　農村労働力対策

　「昭和44年版」では、第9項に「農村労働力対策」が設けられ、農政審議会の答申における「離農の援助・促進｣部分は、昭和45年以降、労働省の「農村労働力対策」に大きくとりいれられることになる。

**〔昭和45年(1970)度版〕**

第2項　出稼労働者対策

巡回職業相談、講習会実施状況(昭和41年～45年12月) 5,605回－149,343人、3,470回－157,412人

**〔昭和46年(1071)度版〕**

第1項　季節移動労働者対策

職安調査で約60万人と推計。北海道、東北で6割。建設業が67.9％の受け入れ。

通年雇用融資制度の活用促進。

通年雇用奨励金制度の活用促進。

第6項　建設労働者の雇用対策

昭和36年4月　中央職業安定審議会に雇用問題を専門に検討する「第1小委員会｣を設置。

昭和41年3月　建設労働部会を設置。

昭和44年8月　「建設労働者の雇用の安定と労働力確保のための当面の施策について」(建議)(「44年度版」、ｐ.458)

昭和45年12月　「建設労働者の雇用対策について」(建議)（「45年度版」、p.458）

昭和46年4月　労働省内18課の建設労働対策会議の「まとめ」

**〔昭和47年(1972)度版〕**

第1項　季節移動労働者対策

　「出稼労働者対策｣を廃止。

「季節移動労働者対策要綱｣を策定。①雇用対策、②援護対策の強化・充実をはかる。

「季節移動労働者援護事業費補助金制度｣(「季節移動(出稼)労働者援護事業の実施について」発職第85号、昭和47年5月25日、労働事務次官から各都道府県知事充)

**〔昭和48年(1973)度版〕**

第1項　季節移動労働者対策

　約60万人。建設業47.6％、製造業44.0％。

　雇用期間の長期化、同一事業所への就労化の傾向にある。

第5項　建設労働対策

昭和48年12月　「建設業における有期雇用労働者の雇用関係の明確化に関する措置について」(建議)

**〔昭和49年(1974)度版〕**

第1項　出稼労働者対策

　出稼総数は50万人。昭和49年度の職安就労紹介は192,000人。

　職業転換給付金、通年雇用奨励金、通年雇用特別奨励金および通年就労奨励金、雇用促進融資等雇用奨励金制度の積極的な活用。

　「季節移動労働者福祉センター」を主要就労地に設置する。大阪、愛知から北海道、東京、神奈川に計画。

　第5項　建設労働対策

　雇用審議会建設労働問題専門委員会中間報告(昭和49年11月) (「49年度版」p.351)

 第6項　農業者転職対策

　背景は、「農村地域工業導入促進法」(昭和46年6月)－雇用労働者100万人、うち60万人を転職者からと見込む。

　労働省は昭和45年度から離農転職希望者への他産業への就業施策を実施。

　農業人材銀行の設置(昭和49年度150か所)

　農業者転職対策会議(昭和49年度296か所)

 農業者転職訓練

　農業者職場適応訓練－月額38,334円の訓練手当支給。

**〔昭和55年(1980)度版〕**

第10項　季節・出稼労働者対策

１　季節労働者対策

[概要]

　北海道、東北、北陸等の積雪寒冷地域を中心に、毎年需要が季節的に変化することなどに伴って、生産活動が季節的に変動し、このため特定の産業又は事業にあっては季節的に失業を繰り返す人々が少なくなく、これら季節労働者が年間を通して働く場を確保し、その雇用の安定をはかることが重要な課題となっている。このため、シーズンオフ期間中の季節労働者に対して、求人の確保、通年雇用奨励金制度の活用、公共職業訓練の実施等の総合的な雇用安定対策を講ずる一方、積雪寒冷地冬季雇用促進給付金制度により冬期就労対策を進めた。

[季節労働者の現状]

　季節労働者とは「季節的な労働需要に対し、一定の期間を定めて就労する者、あるいは季節的な労働余暇を利用して臨時的に就労する者」をいうものであるが、この季節労働者は近年増加の一途をたどり、５５年度における雇用保険の特例一時金受給者は約７４万4000人となっており、そのうち約90％弱が北海道、東北、北陸に集中している。これらの季節労働者は建設業、食料品製造業等に就労しているが、積雪又は寒冷の影響を受けて、11月から12月に離職するケースが多い。

[季節労働者対策]

　季節労働者対策の基本は、年間を通して働く場を確保すること(通年雇用)によって雇用の安定をはかることである。

　このため、労働省としては、季節労働者の多い道県において公共職業安定所ごとに事業主等との協議機関を設置して、求人の確保を図ること、就職指導官を配置して季節労働者の就職を図ること等の措置を講ずるとともに、「通年雇用設備設置資金融資制度」「通年雇用奨励金制度｣の活用、「積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度」、公共職業訓練の実施等の総合的な雇用安定対策を実施した。また、公共工事の冬季施工や早期着工による工事量の平準化、通年施工技術の開発等を推進するよう関係各省庁に働きかけた。

なお、積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度は、当初52年度から54年度までの3年間の暫定措置として設けられたが、55年度から57年度までの3年間について延長した。

２　出稼労働者対策

[概要]

　出稼労働者については、その就労経路、受け入れ体制等に問題があることもあって、労働条件に関するトラブル、労働災害、賃金不払い等雇用をめぐる問題がしばしば発生するとともに、就労期間中の疾病、行方不明、留守家族問題等もみられ、社会問題として取り上げられているところである。(以下、略)

**〔昭和57年(1982)度版〕**

第10項　季節労働者対策

１　概要

２　季節労働者の現状

３　季節労働者対策

４　通年雇用奨励金制度

(1)支給対象－指定業種に属する事業を、指定業種の区分に応じてそれぞれの指定地域に所在する事業所において行う事業主。(林業、建設業、一般製材業、特定貨物自動車運送業)

（２）支給額－労働者1人当たり155,000円（3年間）

通年雇用奨励金制度の支給実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象者(人) | 支給額(千円) |
| 46 | 34,625 | 1,385,000 |
| 47 | 38,627 | 1,545,080 |
| 48 | 37,970 | 1,518,000 |
| 49 | 29,729 | 1,189,000 |
| 50 | 22,377 | 1,280,358 |
| 51 | 19,051 | 1,028,754 |
| 52 | 19,588 | 1,567,040 |
| 53 | 22,974 | 2,756,880 |
| 54 | 25,114 | 3,264,820 |
| 55 | 23,799 | 3,331,860 |
| 57 | 22,210 | 3,331,500 |
| 58 | 19,875 | 3,080,625 |

５　積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度

気象条件の特に厳しい積雪寒冷地において、建設業等の屋外作業を行う事業主が、冬期間、季節労働者を就労させること又は通年雇用に必要な知識又は技術を付与することにより通年雇用を促進し、季節労働者の雇用の安定を図るため、積雪寒冷地冬期雇用促進給付金を支給している。(昭和57年度までの暫定措置)

（１）支給対象事業主－指定地域(北海道、東北、北陸など気象条件の特に厳しい13道県)において、指定業種(建設業とその関連業種等屋外作業を中心とする7業種)に属する事業を行う事業主であって、冬期間に季節労働者を雇用し、就労させた日数及び講習を受講させた日数が20日以上になったもの。

(2)対象労働者

イ　10月1日以降、指定業種から離職を余儀なきされた者であって、その年度の1月31日において特例一時金の受給資格を有する者

ロ　引き続き支給対象事業主に雇用されている者であって、その年度の1月31日において短期雇用特例保険者として雇用された期間が6カ月以上あるもの。

(3)給付金の種類

イ　冬期雇用奨励金

ロ　冬期職業講習助成金

（４）支給額

イ　冬期雇用奨励金

|  |  |
| --- | --- |
| 対象日数 | 支給額 |
| 20日以上25日未満25日以上 | 80,000円120,000円 |

ロ　冬期職業講習助成金

45歳以上の季節労働者1人当たり、16,000円

(5)積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度の支給実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 冬期雇用奨励金 | 冬期職業講習助成金 | 支給金額計(千円) |
| 対象労働者 | 支給金額(千円) | 対象労働者 | 支給金額(千円) |
| 52 | 60,350 | 3,747,975 | 401  | 4,812 | 3,752,787 |
| 53 | 134,531 | 9,477,728 | 7,467 | 97,071 | 9,574,799 |
| 54 | 179,939 | 16,991,568 | 30,984 | 433,776 | 17,425,344 |
| 55 | 166,724 | 16,505,450 | 45,226 | 633,164 | 17,137,614 |
| 56 | 165,753 | 16,131,482 | 42,591 | 638,865 | 16,770,347 |
| 57 | 146,259 | 14,621,240 | 46,348 | 741,568 | 15,362,808 |

6 季節労働者対策に関する給付金制度の見直し

昭和57年度においては、積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度が58年度3月末までの暫定措置とされていたことから、通年雇用奨励金制度も含めて、季節労働者対策に関する給付金制度の全面的見直しが行われた。

**〔昭和58年(1983)度版〕**

第11項　季節労働者対策

１ 概要

２ 季節労働者の現状

３ 季節労働者対策

4 季節労働者関係給付金制度の整備・充実

積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度が58年3月31日で廃止されるのを機に、①季節労働者の通年雇用を一層促進すること、②関係事業主の自助努力を喚起すること、③通年雇用されない労働者にも配慮することを基本として、季節労働者対策全体の見直しを行った。従来からの通年雇用奨励金制度については、大幅な増額を行うとともに、奨励金の支給が常用労働者の増加につながるように支給要件を改正するなど季節労働者の通年雇用化により実効あるものとした。

また、季節労働者の通年雇用化の基盤の整備を図るため、従来の積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度に代わる制度として、冬期雇用安定奨励金制度と冬期職業講習助成給付金制度を創設した(いずれも60年度までの暫定措置).

 これら新しく整備・充実された季節労働者関係給付金の概要及び支給実績は以下のとおりである。

(1)通年雇用奨励金制度

イ　目的

　北海道や東北地方の積雪寒冷地においては、その地域の季節的特性により特定の業種について毎年冬期に事業を行うことが困難となる場合があり、その結果毎年季節的な失業者を生み出している。このような季節的要因による失業の防止と通年雇用化の促進を図るため、雇用保険法に基づく雇用改善事業の一環として通年雇用奨励金を支給している。

ロ　支給対象事業主

　積雪又は寒冷の度が特に高い地域として指定される地域(北海道、青森県、秋田県等の13道県の全部又は一部の地域)において、指定業種(林業、建設業、水産加工食料品業等の9業種)に属する事業を行う事業主であって、季節的業務に従事する労働者（季節労働者）について通年雇用を行うもの。

ハ　支給額及び支給回数

　通年雇用奨励金の額は、１指定期間について対象労働者１人当たり、賃金額に応じ、３０万円、２４万円、１８万円。ただし、対象労働者１人につき３回が限度。

ニ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者（人） | 支給金額(千円) |
| ４７ | 38,627 | 1,545,080 |
| 48 | 37,970 | 1,518,000 |
| 49 | 29,729 | 1,189,160 |
| 50 | 22,377 | 1,280,358 |
| 51 | 19,051 | 1,028,754 |
| 52 | 19,588 | 1,567,040 |
| 53 | 22,974 | 2,756,880 |
| 54 | 25,114 | 3,264,820 |
| 55 | 23,799 | 3,331,860 |
| 56 | 22,210 | 3,331,500 |
| 57 | 19,875 | 3,080,625 |
| 58 | 18,959 | 4,079,435経過措置分を含む |

（2）冬期雇用安定奨励金

イ　目的

　昭和60年度までの措置として、積雪寒冷地において季節の影響を強く受ける事業の事業主が、季節労働者を離職させる際に翌年の再雇用を予約し、一定額以上の手当を支給するとともに、冬期に10日以上就労させることを奨励し、雇用予約制度を定着させるとともに冬期間の就労を促進し、季節労働者の通年雇用化の基盤を整備するため、雇用保険法の雇用改善事業の一環として冬期雇用安定奨励金を支給している。

ロ　支給対象事業主

次のいずれにも該当する事業主

(イ) 積雪又は寒冷の度が著しく高い地域として指定される特別指定地域(北海道、青森県、秋田県等の13道県の全部又は一部の地域)において、特別指定業種(林業、建設業等の７業種)に属する事業を行う事業主であること。

(ロ) 季節労働者を離職させる際に、翌年に再雇用することを約するとともに、一定額以上の冬期手当を支給する事業主であること。

(ハ)上の約定に基づき、季節労働者を再雇用する事業主であること。

（ニ）季節労働者を冬期において10日以上就労させる事業主であること。

ハ　支給額

　冬期雇用安定奨励金の支給額は、冬期就労させた日数に応じ、対象労働者1人当たり10～19日７万円、20～29日8万4千円、30日以上9万8千円。

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績 （昭和58年度）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 計 |
|  | うち建設業 |
| 事業主数(人) | 6,660 | 6,227 |
| 対象労働者数（人） | 35,347 | 32,270 |
| 支給金額(千円) | 3,311,182 | 3,029,614 |

(3)冬期職業講習助成給付金

イ　目的

　昭和60年度までの暫定措置として、季節労働者が通年雇用化されるに必要な知識又は技能を習得させることを促進するための助成を行い季節労働者の通年雇用化の素地を醸成するため、冬期職業講習助成給付金を支給している。

ロ　種類

 冬期職業講習助成給付金は、冬期職業講習助成金と冬期職業講習受講給付金とからなっている。

ハ　冬期職業講習助成金

（イ）支給対象

積雪又は寒冷の度が著しく高い地域として指定される特別指定地域(北海道、青森県、秋田県等の13道県の全部又は一部の地域)において、特別指定業種(林業、建設業等の７業種)に属する事業を行う事業主に雇用されていた季節労働者に対し冬期に職業講習を20日以上実施する事業主の団体等に対して支給する。

(ロ)支給額

　冬期職業講習助成金の支給額は、講習の実施に要した経費の実費相当額(講習を受講した季節労働者1人当たり１万円を限度)。

ニ　冬期職業講習受講給付金

冬期職業講習受講給付金は、冬期職業講習助成金の対象となる冬期職業講習を20日以上受講した季節労働者に対して支給する。冬期職業講習受講給付金の額は、1人当たり8万4千円。

ホ　冬期職業講習受講給付金制度の実績(昭和58年度)

(イ)冬期職業講習助成金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 講習実施者数 | 受講者数 | 支給金額（千円） |
| 275 | 73,122 | 628,139 |

(ロ)冬期職業講習受講給付金

73,122人×84千円＝6,142,248千円

**〔昭和59年(1984)度版〕**

第11項　季節労働者対策

１ 概要

２ 季節労働者の現状

３ 季節労働者対策

4　季節労働者関係給付金制度

(１)通年雇用奨励金制度

ニ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者(人) | 支給額(千円) |
| 59 | 13,298 | 3,295,380経過措置分を含む |

**〔昭和60年(1985)度版〕**

第11項　季節労働者対策

１　概要

２　季節労働者の現状

…季節労働者は近年増加の一途をたどってきたが、57年度から減少に転じ、60年度における雇用保険の特例一時金受給者は、約67万4千人となっている。そのうち北海道の約26万4千人をはじめとして約87％弱が北海道、東北、北陸等の積雪寒冷地に集中している。…

３　季節労働者対策

…直ちに通年雇用化が実現されることは困難な面もあるので、季節労働者の生活の安定のための基盤整備が進むまでの暫定措置(当初58～60年度の暫定措置であったが、63年度まで延長された)として設けられた「冬期雇用安定奨励金制度」「冬期職業講習助成給付金制度｣の活用を図ることにより通年雇用化の基盤整備に努めた。…

４　季節労働者関係給付金制度

(1)通年雇用奨励金制度

ハ　通年雇用奨励金の額は…賃金額に応じ、30万7千円、24万6千円、18万4千円。

ニ　通年奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者(人) | 支給額(千円) |
| 58年度 | 11,678 | 1,871,425 |
| 59年度 | 15,876 | 3,566,660 |
| 60年度 | 12,773 | 3,043,450 |

（２） 冬期雇用安定奨励金

ハ　対象労働者1人当たり、10～19日7万2千円、20～29日8万6千円、30日以上10万円。

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者(人) | 支給金額(千円) |
| 58年度 | ― | ― |
| 59年度 | 35,301 | 3,306,745 |
| 60年度 | 36,006 | 3,394,372 |

（３）冬期職業講習助成給付金

ハ　冬期職業講習助成金

(ロ)支給額

(講習を受講した季節労働者1人当たり1万400円を限度)

ニ　冬期職業講習受講給付金

…労働者1人当たり8万6千円。…

ホ　冬期職業講習助成給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 冬期職業講習助成金 | 冬期職業講習受講給付金 | 支給額計(千円) |
|  | 対象労働者数(人) | 支給金額(千円) | 対象労働者数(人) | 支給額(千円) |
| 58年度 | 68,133 | 584,785 | 68,874 | 5,785,416 | 6,370,201 |
| 59年度 | 71,947 | 652,922 | 73,044 | 6,135,696 | 6,788,618 |
| 60年度 | 70,350 | 672,768 | ７２４５９ | 6,223,910 | 6,896,678 |

**〔昭和61年(1986)度版〕**

第11項　季節労働者対策

1. 概要
2. 季節労働者の現状
3. 季節労働者対策
4. 季節労働者関係給付金制度

(1)通年雇用奨励金制度

ハ 支給額

　 …賃金の額に応じ、31万7千円、25万4千円、19万円。…

ニ 通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給総額（千円） |
| 61年度 | 11,671 | 2,923,847 |

（２）冬期雇用安定奨励金

ハ 支給額

対象労働者1人当たり10～19日10万5千円、20～29日12万円、30日以上13万5千円。

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人） | 支給金額(千円) |
| 61年度 | 36,874 | 3,559,258 |

（３)冬期職業講習助成給付金

ハ　冬期職業講習助成金

(ロ）支給額

（季節労働者1人当たり1万800円を限度）

ニ　冬期職業講習受講給付金

…労働者1人当たり8万9千円。…

ホ　冬期職業講習受講給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 冬期職業講習助成金 | 冬期職業講習受講給付金 | 支給額計(千円) |
| 対象労働者数(人) | 支給金額　(千円) | 対象労働者数(人) | 支給額(千円 |
| 61年度 | 67,606 | 685,865 | 65,321 | 5,810,434 | 6,496,299 |

**〔昭和6２年(198７)度版〕**

第10項　季節労働者対策

1 概要

2季節労働者の現状

3季節労働者対策

4季節労働者関係給付金制度

（１）通年雇用奨励金制度

ハ　支給額及び支給回数

…賃金額に応じ、32万5千円、26万円、19万5千円…

ニ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給総額（千円） |
| 62年度 | 10,599 | 2,794,295 |

(２)冬期雇用安定奨励金

ハ　支給額

…1人当たり、10～19日１０万８千円、20～29日12万3千円、30日以上13万8千円

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給金額(千円) |
| 62年度 | 46,277 | 6,060,915 |

（３）冬期職業講習助成給付金

ハ　冬期職業講習助成金

(ロ）支給額

（季節労働者1人当たり1万1千円を限度）

ニ　冬期職業講習受講給付金

…労働者1人当たり9万１千円。…

ホ　冬期職業講習受講給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 冬期職業講習助成金 | 冬期職業講習受講給付金 | 支給額計(千円) |
| 対象労働者数(人) | 支給金額　(千円) | 対象労働者数(人) | 支給額(千円 |
| 6２年度 | 54,971 | 581,248 | 54,855 | 4,990,977 | 5,572,225 |

**〔昭和63年(1988)度版〕**

第１１項　季節労働者対策

1 概要

2季節労働者の現状

3季節労働者対策

…暫定措置(当初58～60年度の暫定措置であったが、63年度まで延長された…

4季節労働者関係給付金制度

（１）通年雇用奨励金制度

ハ　支給額及び支給回数

…賃金額に応じ、33万、26万4千円、19万8千円…

ニ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給総額（千円） |
| 63年度 | 13,123 | 3,606,280 |

(２)冬期雇用安定奨励金

ハ　支給額

…1人当たり、10～19日１１万円、20～29日12万5千円、30日以上14万円

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給金額(千円) |
| 63年度 | 50,488 | 6,803,221 |

（３）冬期職業講習助成給付金

ハ　冬期職業講習助成金

(ロ）支給額

（季節労働者1人当たり1万1千2百円を限度）

ニ　冬期職業講習受講給付金

…労働者1人当たり9万2千円。…

ホ　冬期職業講習受講給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 冬期職業講習助成金 | 冬期職業講習受講給付金 | 支給額計(千円) |
| 対象労働者数(人) | 支給金額　(千円) | 対象労働者数(人) | 支給額(千円 |
| 63年度 | 50,063 | 542,345 | 49,923 | 4,592,438 | 6,134,783 |

**〔平成元年(1989)度版〕**

第１１項　季節労働者対策

1 概要

2季節労働者の現状

　元年度における雇用保険の特例一時金の受給者は約54万8千人…北海道の約23万人をはじめとして…

3季節労働者対策

…なお、冬期雇用安定奨励金制度及び冬期技能講習助成給付金制度については、昭和63年度までの暫定措置とされていたが、未だ季節労働者の生活の安定のための基盤が整備されたとはいえない状況に鑑み、平成元年度から3年間両制度を延長し、通年雇用奨励金制度とともにその内容の改善を行った。

4季節労働者関係給付金制度

（１）通年雇用奨励金制度

ハ　支給額及び支給回数

…冬期に支払った賃金額の2分の1の額(45万円を限度)…

ニ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給総額（千円） |
| 元年度 | 14,821(8,761) | 4,209,408(2,605,014) |

 (　)内は北海道での内数

(２)冬期雇用安定奨励金

イ　目的

(平成3年までの暫定措置)

ハ　支給額

…冬期に支払った賃金の2分の１(50日分を限度)

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給金額(千円) |
| 元年度 | 52,151(37,194) | 7,116,205(5,073,510)　　 |

(　)内は北海道での内数

（３）冬期職業講習助成給付金

ハ　冬期職業講習助成金

(ロ）支給額

（季節労働者1人当たり1万1千3百円を限度）

ニ　冬期職業講習受講給付金

…労働者1人当たり9万5千円。…

ホ　冬期技能講習受講給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 冬期技能講習助成金(冬期職業講習助成金) | 冬期技能講習受講給付金(冬期職業講習受講給付金) | 支給金額計(千円) |
| 対象労働者数(人) | 支給金額　(千円) | 対象労働者数(人) | 支給額(千円 |
| 元年度 | 技能講習43,376(43,376)委託講習1,685(1,685) | 482,754(482,754)18,157（1,685） | 43,761(43,761) | 4,156,758(4,156,758) | 4,687,669　　（4,687,669） |

(　)内は北海道での内数、平成元年度に制度の内容が改善され、名称が変更された。

**〔平成２年(1990)度版〕**

第１0項　季節労働者対策

1 概要

2季節労働者の現状

　2年度における雇用保険の特例一時金の受給者は約52万4千人…北海道の約22万人をはじめとして…

3季節労働者対策

4季節労働者関係給付金制度

（１）通年雇用奨励金制度

ハ　支給額及び支給回数

…冬期に支払った賃金額の2分の1の額(47万円を限度)…

ニ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給総額（千円） |
| ２年度 | 18,574(11,426) | 6,771,722(4,338,231) |

 (　)内は北海道での内数

(２)冬期雇用安定奨励金

イ　目的

ハ　支給額

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給金額(千円) |
| ２年度 | 52,２１２(37,761) | 10,824,990(8,774,821)　　 |

(　)内は北海道での内数

（３）冬期職業講習助成給付金

ハ　冬期職業講習助成金

(ロ）支給額

（季節労働者1人当たり1万1千7百円を限度）

ニ　冬期職業講習受講給付金

…労働者1人当たり10万2千円。…

ホ　冬期技能講習受講給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 冬期技能講習助成金 | 冬期技能講習受講給付金 | 支給金額計(千円) |
| 対象労働者数(人) | 支給金額　(千円) | 対象労働者数(人) | 支給額(千円 |
| ２年度 | 技能講習39,729(39,729)委託講習５1,115(５1,115) | 447,353(447,353)１29,576（１29,576） | ３9,606(３9,606) | ３880,550(３880,550) | ４,457,479　　（４,457,479） |

(　)内は北海道での内数

第11項　出稼労働者対策

１　概要

…出稼労働者に係るこのような問題を解決するためには、基本的には地元での就労機会を確保することが必要である。このため、農村地域工業等導入法および工業再配置促進法に基づき、地元への工業の計画的導入を推進する等の総合的施策を講ずる一方、やむを得ず出稼ぎに出る人たちに対しては、「季節移動(出稼)労働者対策要綱」に基づき、雇用対策と援護対策の強化充実を図り、故郷との結びつきのもとに安定した就労を確保するための施策を講ずることとしている。

２　出稼労働者の現状

…職業安定局の調査によれば、昭和46、47年をピークとして、逐年減少傾向にあり、平成2年度現在、全国でおおむね19万9千人である。

　地域別出稼労働者数の推移

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 出身地　年度 | 59年度 | 60 | 61 | 62 | 63 | 元 | 2 |
| 北海道 | 42,100 | 41,400 | 40,200 | 37,800 | 33,200 | 31,300 | 31,300 |
| 東北 | 青森県 | 59,200 | 58,100 | 58,100 | 57,800 | 54,900 | 54,200 | 52,900 |
| 岩手県 | 26,000 | 25,300 | 24,200 | 24,100 | 23,800 | 23,100 | 22,400 |
| 宮城県 | 2,600 | 2,900 | 2,300 | 2,200 | 1,900 | 1,900 | 1,800 |
| 秋田県 | 32,100 | 30,500 | 28,600 | 27,900 | 26,500 | 24,900 | 23,600 |
| 山形県 | 13,800 | 12,800 | 11,400 | 10,800 | 10,000 | 9,400 | 8,100 |
| 福島県 | 4,700 | 4,300 | 3,200 | 2,800 | 2,800 | 3,400 | 2,200 |
| 計 | 138,400 | 133,900 | 127,800 | 125,600 | 119,900 | 116,900 | 111,000 |
| 北陸 | 18,700 | 17,400 | 14,900 | 14,100 | 13,300 | 13,000 | 12,300 |
| 関東 | 600 | 800 | 800 | 600 | 600 | 400 | 400 |
| 東山・東海 | 2,000 | 1,800 | 2,000 | 1,700 | 1,700 | 1,200 | 1,100 |
| 近畿 | 5,300 | 5,000 | 4,900 | 4,700 | 4,600 | 4,500 | 4,000 |
| 中国 | 2,700 | 2,400 | 2,300 | 2,000 | 1,900 | 1,400 | 1,400 |
| 四国 | 7,800 | 5,100 | 4,400 | 3,600 | ３，４００ | 3,100 | 2,700 |
| 九州・沖縄 | 27,000 | 26,300 | 18,700 | 20,500 | ２７，０００ | 33,100 | 34,900 |
| 合計 | 244,600 | 234,200 | 216,000 | 210,600 | 205,600 | 204,900 | 199,100 |

(労働省職業安定局調べ)

注1　「出稼労働者」とは、1カ月以上1年未満居住地を離れて他に雇用されて就労する者であって、その就業期間の経過後は居住地に帰るものをいう。

注2　各都道府県の公共職業安定所が市町村、農業関係団体の協力を得て、各年度の期間について把握した数（10位　四捨五入）

**〔平成4年(1992)度版〕**

第１１項　季節労働者対策

1 概要

2季節労働者の現状

　4年度における雇用保険の特例一時金の受給者は約47万5千人…北海道の約21万人をはじめとして…

3季節労働者対策

　なお、冬期雇用安定奨励金制度及び冬期技能講習助成給付金制度については、平成3年までの暫定措置とされていたが、いまだ季節労働者の生活の安定のための基盤が整備されたとはいえない状況に鑑み、平成4年度から3年間両制度を延長し、通年雇用奨励金制度とともにその内容の改善を行った。

4季節労働者関係給付金制度

（１）通年雇用奨励金制度

ハ　支給額及び支給回数

…冬期に支払った賃金額の2分の1の額(49万円を限度)…

ニ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給総額（千円） |
| 3年度4年度 | 19,933(13,020)21,083（13,592） | 7,829,937 (5,324,666)8,726,745(5,752,962] |

 (　)内は北海道での内数

(２)冬期雇用安定奨励金

イ　目的

ロ　支給対象事業主

(ニ)冬期において35日以上就労させる事業主であること。

ハ　支給額

(50日分を限度)

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給金額(千円) |
| 3年度4年度  | 54,615(40,449)53,972（40,860） | 12,413,866(9,734,567)13,153,226（10,543,828）　　 |

(　)内は北海道での内数

（３）冬期職業講習助成給付金

イ　目的

(平成6年度までの暫定措置)

ハ　冬期職業講習助成金

(ロ）支給額

（季節労働者1人当たり1万1千9百円を限度）

ニ　冬期職業講習受講給付金

…労働者1人当たり10万１千円。…

ホ　冬期技能講習受講給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 冬期技能講習助成金 | 冬期技能講習受講給付金 | 支給金額計 |
| 対象労働者数 | 支給金額 | 対象労働者数 | 支給金額 |
| 3年度 | 技能講習40,545（40,545）委託講習4,881 (4,881) | 466,288(466,288)153,168(153,168) | 40,528（40,528） | 4,133,368(4,133,368) | 4,752,824　　（4,752,824） |
| 4年度 | 技能講習35,614(35,614)委託講習5,115（5,115） | 420,614（420,614）168,593(168,593) | 35,388（35,388） | 3,751,036 （3,751,036） | 4,340,243（4,340,243）  |

(　)内は北海道での内数

**〔平成5年(1993)度版〕**

第１１項　季節労働者対策

1 概要

2季節労働者の現状

　5年度における雇用保険の特例一時金の受給者は約46万人…

3季節労働者対策

4季節労働者関係給付金制度

（１）通年雇用奨励金制度

ハ　支給金額

(イ)(対象労働者1人当たり50万円を限度)

(ロ)移動して事業を行った場合に対象労働者の移動に要した経費の実費相当額(移動距離に応じ、1人当たり15万円を限度)

ニ　継続3回を限度とする。

ホ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給総額（千円） |
| 5年度 | 19,107(19,107) | 8,109,287 (8,109,287) |

 (　)内は北海道での内数

(２)冬期雇用安定奨励金

イ　目的

ロ　支給対象事業主

ハ　支給額

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給金額(千円) |
| 5年度 | 57,174(41,794) | 14,274,278(11,555,102) |

(　)内は北海道での内数

（３）冬期技能講習助成給付金

イ　目的

(平成6年度までの暫定措置)

ロ　種類

ハ　冬期技能講習助成金

(イ)支給対象

(ロ）支給額

①技能講習助成金(講習を受講した季節労働者1人当たり１万2,000円を限度)

② 技能講習委託費　委託に要する実費相当額

ニ　冬期技能講習受講給付金

…労働者1人当たり10万9,000円。…

ホ　冬期技能講習受講給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 冬期技能講習助成金 | 冬期技能講習受講給付金 | 支給金額計 |
| 対象労働者数 | 支給金額 | 対象労働者数 | 支給金額 |
| 5年度 | 技能講習38,856（38,856）委託講習4,371(4,371) | 442,306(442,306)166,425(166,425) | 39,462（39,462） | 4,301,355(4,301,355) | 4,910,086　　（4,910,086） |

(　)内は北海道での内数

**〔平成6年(1994)度版〕**

第7項　季節労働者対策

1 概要

2季節労働者の現状

　5年度における雇用保険の特例一時金の受給者は約44万人…

3季節労働者対策

4季節労働者関係給付金制度

（１）通年雇用奨励金制度

ハ　支給金額

(イ)(対象労働者1人当たり51万円を限度)

(ロ)移動して事業を行った場合に対象労働者の移動に要した経費の実費相当額(移動距離に応じ、1人当たり15万円を限度)

ニ　継続3回を限度とする。

ホ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給総額（千円） |
| 6年度 | 17,079(11,008) | 7,376,685 (4,854,122) |

 (　)内は北海道での内数

(２)冬期雇用安定奨励金

イ　目的

ロ　支給対象事業主

ハ　支給額

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給金額(千円) |
| 6年度 | 55,308(42,749) | 15,013,278(12,063,754) |

(　)内は北海道での内数

（３）冬期技能講習助成給付金

イ　目的

(平成6年度までの暫定措置)

ロ　種類

ハ　冬期技能講習助成金

(イ)支給対象

(ロ）支給額

①技能講習助成金(講習を受講した季節労働者1人当たり１万2,900円を限度)

② 技能講習委託費　委託に要する実費相当額

ニ　冬期技能講習受講給付金

…労働者1人当たり11万1,000円。…

ホ　冬期技能講習受講給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 冬期技能講習助成金 | 冬期技能講習受講給付金 | 支給金額計 |
| 対象労働者数 | 支給金額 | 対象労働者数 | 支給金額 |
| 6年度 | 技能講習41,861（41,861）委託講習4,120(4,120) | 521,702(521,702)152,919(152,919) | 42,088（42,088） | 4,671,768(4,671,768) | 5,346,389　　（5,346,389） |

(　)内は北海道での内数

**〔平成７年(1995)度版〕**

第7項　季節労働者対策

1 概要

2季節労働者の現状

　5年度における雇用保険の特例一時金の受給者は約42万人…北海道の約20万人をはじめ…

3季節労働者対策

　なお、冬期雇用安定奨励金制度及び冬期技能講習助成給付金制度については、平成6年度までの暫定措置とされていたが、いまだ季節労働者の生活の安定のための基盤が整備されたとはいえない状況に鑑み、平成7年度から3年間両制度を延長し、通年雇用奨励金制度とともにその内容改善を行った。

4季節労働者関係給付金制度

（１）通年雇用奨励金制度

ハ　支給金額

(イ)(対象労働者1人当たり52万円を限度)

ただし、初回のみ3分の2の額(対象労働者1人当たり69万円を限度)

(ロ)移動して事業を行った場合に対象労働者の移動に要した経費の実費相当額(移動距離に応じ、1人当たり15万円を限度)

ニ　継続3回を限度とする。

ホ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給総額（千円） |
| 7年度 | 14,517　　(9,564) | 6,397,079 (4,319,282) |

 (　)内は北海道での内数

(２)冬期雇用安定奨励金

イ　目的

(平成9年度までの暫定措置)

ロ　支給対象事業主

ハ　支給額

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給金額(千円) |
| 7 年度 | 56,956　　(44,233) | 15,871,341 (12,762,054) |

(　)内は北海道での内数

（３）冬期技能講習助成給付金

イ　目的

(平成6年度までの暫定措置)

ロ　種類

ハ　冬期技能講習助成金

(イ)支給対象

(ロ）支給額

①技能講習助成金(講習を受講した季節労働者1人当たり13,000円を限度)

② 技能講習委託費　委託に要する実費相当額

ニ　冬期技能講習受講給付金

…労働者1人当たり11万2,000円。…

ホ　冬期技能講習受講給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 冬期技能講習助成金 | 冬期技能講習受講給付金 | 支給金額計 |
| 対象労働者数 | 支給金額 | 対象労働者数 | 支給金額 |
| 7年度 | 技能講習40,215（40,715）委託講習6,502(6,502) | 505,610(505,610)261,172(261,172) | 39,749（39,749） | 4,450,545(4,450,545) | 5,217,327　　（5,217,327） |

(　)内は北海道での内数

**〔平成8年(1996)度版〕**

第7項　季節労働者対策

1 概要

2季節労働者の現状

　5年度における雇用保険の特例一時金の受給者は約41万人…北海道の約21万人をはじめ…

3季節労働者対策

なお、冬期雇用安定奨励金制度及び冬期技能講習助成給付金制度については、平成6年度までの暫定措置とされていたが、いまだ季節労働者の生活の安定のための基盤が整備されたとはいえない状況に鑑み、平成7年度から3年間両制度を延長し、通年雇用奨励金制度とともにその内容改善を行った。

また、平成9年4月1日からは、通年雇用奨励金制度、冬期雇用安定奨励金及び冬期技能講習助成給付金制度を統合し、「通年雇用安定給付金制度」として活用を図ることとしている。

４　季節労働者関係給付金制度(通年雇用安定給付金制度)

（１）通年雇用奨励金制度

ハ　支給金額

(イ)(対象労働者1人当たり53 万円を限度)

ただし、初回のみ3分の2の額(対象労働者1人当たり70 万円を限度)

(ロ)移動して事業を行った場合に対象労働者の移動に要した経費の実費相当額(移動距離に応じ、1人当たり15万円を限度)

ニ　継続3回を限度とする。

ホ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給総額（千円） |
| 8 年度 | 13,514　　(9,058) | 6,879,872 (4,756,980) |

 (　)内は北海道での内数

(２)冬期雇用安定奨励金

イ　目的

(平成9年度までの暫定措置)

ロ　支給対象事業主

ハ　支給額

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給金額(千円) |
| 8 年度 | 57,870　　(45,024) | 16,632,640 (13,400,229) |

(　)内は北海道での内数

（３）冬期技能講習助成給付金

イ　目的

(平成9年度までの暫定措置)

ロ　種類

ハ　冬期技能講習助成金

(イ)支給対象

(ロ）支給額

①技能講習助成金(講習を受講した季節労働者1人当たり13,１00円を限度)

② 技能講習委託費　委託に要する実費相当額

ニ　冬期技能講習受講給付金

…労働者1人当たり11万3,000円。…

ホ　冬期技能講習受講給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 冬期技能講習助成金 | 冬期技能講習受講給付金 | 支給金額計 |
| 対象労働者数 | 支給金額 | 対象労働者数 | 支給金額 |
| 8年度 | 技能講習43,375（43,375）委託講習5,170(5,170) | 509,942(509,942)212,787(212,787) | 42,774（42,774） | 4,833,288(4,833,288) | 5,556,017　　（5,556,017） |

(　)内は北海道での内数

**〔平成9年(1997)度版〕**

第9項　季節労働者対策

1 概要

2季節労働者の現状

　9年度における雇用保険の特例一時金の受給者は約39万人…北海道の約21万人をはじめ…

3季節労働者対策

４　季節労働者関係給付金制度(通年雇用安定給付金制度)の概要

（１）通年雇用奨励金制度

ハ　支給金額

(イ)(対象労働者1人当たり54 万円を限度)

ただし、初回のみ3分の2の額(対象労働者1人当たり71 万円を限度)

(ロ)移動して事業を行った場合に対象労働者の移動に要した経費の実費相当額(移動距離に応じ、1人当たり15万円を限度)

ニ　継続3回を限度とする。

ホ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給総額（千円） |
| 9年度 | 14,217　　(9,922) | 7,148,334 (5,052,230) |

 (　)内は北海道での内数

(２)冬期雇用安定奨励金

イ　目的

(平成9年度までの暫定措置)

ロ　支給対象事業主

ハ　支給額

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給金額(千円) |
| 9年度 | 56,437　　(43,665) | 15,845,967 (12,651,008) |

(　)内は北海道での内数

（３）冬期技能講習助成給付金

イ　目的

(平成１２年度までの暫定措置)

ロ　種類

ハ　冬期技能講習助成金

(イ)支給対象

 冬期に技能講習を20日以上実施する事業主の団体に対し、支給する。

(ロ）支給額

①技能講習助成金(講習を受講した季節労働者1人当たり13,200円を限度)

② 技能講習委託費　委託に要する実費相当額

ニ　冬期技能講習受講給付金

…労働者1人当たり11万5,000円。…

ホ　冬期技能講習受講給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 冬期技能講習助成金 | 冬期技能講習受講給付金 | 支給金額計 |
| 対象労働者数 | 支給金額 | 対象労働者数 | 支給金額 |
| 9年度 | 技能講習49,709（49,709）委託講習7,151(7,151) | 625,573(625,573)307,827(307,827) | 46,875（46,875） | 5,343,132(5,343,132) | 6,276,532　　（6,276,532） |

(　)内は北海道での内数

**〔平成10年(1998)度版〕**

第8項　季節労働者対策

1 概要

2季節労働者の現状

　9年度における雇用保険の特例一時金の受給者は約36万人…北海道の約18万人をはじめ…

3季節労働者対策

４　季節労働者関係給付金制度(通年雇用安定給付金制度)の概要

（１）通年雇用奨励金制度

ハ　支給金額

(イ)(対象労働者1人当たり54 万円を限度)

ただし、初回のみ3分の2の額(対象労働者1人当たり71 万円を限度)

(ロ)移動して事業を行った場合に対象労働者の移動に要した経費の実費相当額(移動距離に応じ、1人当たり15万円を限度)

ニ　継続3回を限度とする。

ホ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給総額（千円） |
| 10年度 | 11,966　　(8,525) | 5,882,715 (4,240,153) |

 (　)内は北海道での内数

(２)冬期雇用安定奨励金

イ　目的

(平成12年度までの暫定措置)

ロ　支給対象事業主

ハ　支給額

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給金額(千円) |
| 10年度 | 52,496　　(39,830) | 14,541,990 (11,379,502) |

(　)内は北海道での内数

（３）冬期技能講習助成給付金

イ　目的

(平成１２年度までの暫定措置)

ロ　種類

ハ　冬期技能講習助成金

(イ)支給対象

 冬期に技能講習を20日以上実施する事業主の団体に対し、支給する。

(ロ）支給額

①技能講習助成金(講習を受講した季節労働者1人当たり13,200円を限度)

② 技能講習委託費　委託に要する実費相当額

ニ　冬期技能講習受講給付金

…労働者1人当たり11万5,000円。…

ホ　冬期技能講習受講給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 冬期技能講習助成金 | 冬期技能講習受講給付金 | 支給金額計 |
| 対象労働者数 | 支給金額 | 対象労働者数 | 支給金額 |
| 10年度 | 技能講習39,917（39,917）委託講習6,227(6,227) | 510,689(510,689)276,913(276,913) | 40,407（40,407） | 4,646,437(4,646,437) | 5,434,038　　（5,434,038） |

(　)内は北海道での内数

**〔平成14年(2002)度版〕**

第6項　季節労働者対策

1 概要

2季節労働者の現状

　9年度における雇用保険の特例一時金の受給者は約29万人…北海道の約16万人をはじめ…

3季節労働者対策

　平成12年度までの暫定措置とされていたが…13年度から3年間両制度を延長し…

４　季節労働者関係給付金制度(通年雇用安定給付金制度)の概要

（１）通年雇用奨励金制度

ハ　支給金額

(イ)(対象労働者1人当たり54 万円を限度)

ただし、初回のみ3分の2の額(対象労働者1人当たり71 万円を限度)

(ロ)移動して事業を行った場合に対象労働者の移動に要した経費の実費相当額(移動距離に応じ、1人当たり15万円を限度)

ニ　継続3回を限度とする。

ホ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給総額（千円） |
| １１年度12年度13年度14年度 | 11,298　　(8,515)10,067(7,663)9,659（7,466）8,197 （6,245） | 5,440,391 (4,126,496)4,8581,86（3,716,288） 4,482,298(3,456,020) 3,955,279（3,077,348）  |

 (　)内は北海道での内数

(２)冬期雇用安定奨励金

イ　目的

(平成15年度までの暫定措置)

ロ　支給対象事業主

ハ　支給額

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給金額(千円) |
| 1１年度12年度13年度14年度 | 50,990(38,577)　　49,498 (36,815)48,763 (35,434)40,545（28,683） | 10,936,930 (8,587,347)10,596,490(9,170,974)10,466,497(7899776)7410522(5,541,927) |

(　)内は北海道での内数

（３）冬期技能講習助成給付金

イ　目的

(平成１5年度までの暫定措置)

ロ　種類

ハ　冬期技能講習助成金

(イ)支給対象

 冬期に技能講習を16日以上実施する事業主の団体に対し、支給する。

(ロ）支給額

①技能講習助成金(講習を受講した季節労働者1人当たり1万3,300円を限度)

② 技能講習委託費　委託に要する実費相当額

ニ　冬期技能講習受講給付金

…冬期技能講習を16日以上受講した季節労働者に支給する。受講給付金の額は、委託講習を伴う場合は労働者1人当たり11万７,000円、それ以外は9万3,000円。…

ホ　冬期技能講習受講給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 冬期技能講習助成金 | 冬期技能講習受講給付金 | 支給金額計 |
| 対象労働者数 | 支給金額 | 対象労働者数 | 支給金額 |
| １１年度 | 技能講習41,793（41,793）委託講習7,515(7,515) | 535,523(535,523)347,386(347,386) | 42,929（42,929） | 4,979,225(49,792,265) | 5,862,134　　（5,862,134） |
| 12年度 | 技能講習40,554（40,554）委託講習7,284（7,284） | 507,574（507,574）342,383（342,383） | 39,977（39,977） | 4,676,999（4,676,999） | 5,526,956（5,526,956） |
| 13年度 | 技能講習41,069（41,069）委託講習32,297（32,297） | 500,905(500,905)717,931(717,931) | 40,372(40,372) | 4,535,844（4,535,844）  | 5,754,680（5,457,680） |
| 14年度 | 技能講習44,722（44,722）委託講習36,192（36,192） | 545,827（545,827）717,517（717,517） | 43,557(43,557) | 4,907,145(4,907,145)  | 6,170,489（6,170,489） |

(　)内は北海道での内数

**〔平成15年(2003)度版〕**

第6項　季節労働者対策

1 概要

2季節労働者の現状

　9年度における雇用保険の特例一時金の受給者は約27万人…北海道の約15万人をはじめ…

3季節労働者対策

　平成15年度までの暫定措置とされていたが…16年度から3年間両制度を延長し…

４　季節労働者関係給付金制度(通年雇用安定給付金制度)の概要

（１）通年雇用奨励金制度

イ　目的

ロ　支給対象事業主

(65歳以上であるものは除く)

ハ　支給金額

(イ)(対象労働者1人当たり54 万円を限度)

ただし、初回のみ3分の2の額(対象労働者1人当たり71 万円を限度)

(ロ)移動して事業を行った場合に対象労働者の移動に要した経費の実費相当額(移動距離に応じ、1人当たり15万円を限度)

ニ　継続3回を限度とする。

ホ　通年雇用奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給総額（千円） |
| 15 年度 | 7,410 　　(5,731) | 4,858,186 (3,716,288)  |

 (　)内は北海道での内数

(２)冬期雇用安定奨励金

イ　目的

(65歳以上の者は除く)(平成1９年度までの暫定措置)

ロ　支給対象事業主

ハ　支給額

就労日に応じ対象労働者1にあたり冬期に支払った賃金の額の3分の2から3分の１

ニ　冬期雇用安定奨励金制度の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象労働者数(人) | 支給金額(千円) |
| 15年度 | 34,803(24,631)　　 | 6,531,204 (4,909,802) |

(　)内は北海道での内数

（３）冬期技能講習助成給付金

イ　目的

(平成１5年度までの暫定措置)

ロ　種類

ハ　冬期技能講習助成金

(イ)支給対象

 季節労働者(65歳以上である者及び過去に通年雇用奨励金又は冬期雇用安定奨励金の支給に係る対象者であった者を除く。以下、「ニ　冬期技能講習受講給付金〕も同様とする)に対し、冬期に技能講習を12日以上実施する事業主の団体に対して支給する。

 (ロ）支給額

①技能講習助成金(講習を受講した季節労働者1人当たり9,975円を限度、教材費は除く)

② 技能講習委託費　委託に要する実費相当額

ニ　冬期技能講習受講給付金

…冬期技能講習を12日以上受講した季節労働者に支給する。受講給付金の額は、委託講習を伴う場合は労働者1人当たり(終了試験合格者)8万8,000円、それ以外は７万円。…

ホ　冬期技能講習受講給付金制度の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 冬期技能講習助成金 | 冬期技能講習受講給付金 | 支給金額計 |
| 対象労働者数 | 支給金額 | 対象労働者数 | 支給金額 |
| １5年度 | 技能講習34,659（34,659）委託講習28,500(28,500) | 429,589(429,689)544,848(544,848) | 35,237（35,237） | 3,962,529(3,962,529) | 4,936,966　　（4,936,966） |

(　)内は北海道での内数